

東村山市都市計画審議会の会議の公開に関する事務取扱要領

[平成 24 年 7 月 24 日改正]

(目的)

第 1 条 この要領は、東村山市都市計画審議会運営規則（平成 12 年東村山市規則第 12 号。以下「規則」という。）第 11 条の規定に基づき、東村山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議開催の周知)

第 2 条 会議の開催にあたっては、東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針（平成 23 年 11 月 4 日市長決裁。以下「指針」という。）に沿って、次項の内容を周知するものとする。

2 会議開催の概ね 2 週間前に、次の各号をイベント情報登録システムにより、市ホームページに掲載するとともに、「会議開催のお知らせ」を情報コーナー及び中央図書館に配架するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由
- (7) 傍聴手続方法と傍聴者の定員及び希望者が定員を超えた場合の処置
- (8) 担当所管名（問合せ先）
- (9) その他必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、会議を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(傍聴者の定員)

第 3 条 傍聴者の定員は、10 人とする。ただし、10 人以上の傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。

(傍聴者の受付)

第 4 条 傍聴の受付は、会議開催時間の 30 分前から行うものとする。

2 傍聴希望者が 10 人を超える場合は、先着順とする。

(傍聴証の交付)

第 5 条 傍聴者は、審議会当日、傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴席)

第 6 条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴することができない者)

第 7 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 拡声器、無線機類を携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者

- (5) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (6) 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（事前に会長の許可を受けた者を除く。）
- (7) 酒気を帯びている者
- (8) その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第8条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲酒、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画及び録音はしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、審議の障害となる行為をしないこと。
- (7) 会議資料等が配布されたときは、会長がその資料を回収すべきと判断した場合、会議終了後、当該会議資料を事務局に返却し、持ち帰る等の行為をしないこと。
- (8) 傍聴により知り得た発言委員等の氏名を、インターネットや広報誌等で公表しないこと。

（傍聴者の退場）

第9条 傍聴者が前条の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

- 2 規則第9条第1項ただし書の規定により審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

（会議録等の公開）

第10条 規則第10条に基づく会議録は、会議終了後速やかに作成し、公開により開催した会議の会議資料と合わせて、指針第7に沿って公表するものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成12年6月1日以降に開催する会議から適用する。

附 則（平成21年9月1日決定）

この要領は、平成21年9月1日以降に開催する会議から適用する。

附 則（平成23年6月27日決定）

この要領は、平成23年6月27日以降に開催する会議から適用する。

附 則（平成24年7月24日決定）

この要領は、平成24年7月24日以降に開催する会議から適用する。